

「不正改造車を排除する運動」への積極的な取り組みについて

本運動は、国土交通省が定めた「不正改造車を排除する運動」の実施要領に沿って不正改造車を排除することを目的としています。

暴走行為、過積載等を目的とした不正改造車、不正な二次架装が社会問題となり、その排除が強く求められています。

このため、車両の安全確保・環境保全を図ることにより、国民の安全、安心の確保を確実に実現していくため、18年度においても本運動を全国的に展開しますので、ご協力をよろしくお願いします。

「不正改造車を排除する運動」の実施細目（抜粋）

1. 重点実施期間

平成18年6月1日(木)～6月30日(金)までの1ヶ月間を強化月間とする。

2. 重点実施事項

(1) 重点排除項目

- ①視認性、被視認性の低下を招く窓ガラスへの着色フィルム等の貼付及びフロントガラスへの装飾版の装着
- ②クリアレンズ等不適切な灯火器及び回転灯等の取付
- ③騒音の増大を招く基準不適合マフラーの装着
- ④土砂等を運搬するダンプの荷台さし枠の取付
- ⑤燃料タンク増設等の不正な二次架装
- ⑥燃料ポンプの封印の取り外しによるディーゼル黒煙の悪化
- ⑦不正軽油燃料の使用

(2) 重点的実施方法（行政の実施事項）

①自動車ユーザーへの啓発

重点排除項目にあるような不正改造の具体的な事例を紹介し、自動車ユーザーの不正改造に関する意識向上を図る。

②街頭検査の実施

警察等関係機関の協力を得ながら街頭検査を実施する。

なお、その際には、原動機付自転車も対象とし、不正改造されていた場合等には、警告書を交付するとともに、報告を求める。

③支局等構内検査の実施

支局等構内に申請や変更登録のために来所した車両に対し指導を行い不正改造していた場合には整備命令の交付等を行う。

④迷惑改造車相談窓口（不正改造車110番）の設置

地方運輸局及び運輸支局に「迷惑改造車相談窓口（不正改造車110番）」を設置する等により、不正改造車に関する自動車ユーザーからの相談に応じるとともに、自動車ユーザー、関係事業者等から情報収集を行う。

⑤自動車ユーザーに対し警告ハガキを送付

「迷惑改造車相談窓口（不正改造車110番）」に寄せられた情報等を基に不正改造車（疑わしい車両を含む）の自動車ユーザーに対し警告ハガキを送付するとともに、報告を求める。

⑥改正道路運送車両法の周知・施行

法律の改正により不正改造を行った者に対する報告徴収及び立入検査権限が規定されたことを周知するとともに、当該規定も有効に活用し、不正な二次架装の抑止・早期発見と架装メーカー、販売会社、自動車ユーザーに対する指導等を行う。

また、街頭検査における情報、「迷惑改造車相談窓口（不正改造車 110 番）」に寄せられた情報、警告ハガキの報告内容等を活用することにより、必要に応じて不正改造施行者に対する報告徴収及び立入検査を行う。

⑦整備事業者等による適正改造の推進

整備事業者等においては、自動車ユーザー等に対して不正改造の事例紹介及び適切な取付方法等の周知を図るとともに、適正な改造の施行体制を整える。

[整備事業者の実施事項]

- (1) 「不正改造防止マニュアル」等を活用するとともに、担当責任者等を定めて、改造の受注、点検・整備の実施及び納車時の確認等の適正化に努める。
- (2) 不正な改造となるような整備等の依頼があった場合等には、自動車使用者に対し不正改造となり犯罪であることを理解してもらうよう努めるとともに、依頼を受けない。
- (3) 車検取得後に不正に二次架装された車両が入庫した場合には復元又は記載変更の手続き又は構造変更の手続きを行う。
- (4) 不正改造防止に係る整備主任者、自動車検査員等に対する指導は「不正改造防止マニュアル」を活用する。
また、本運動の趣旨、実施事項等について周知する。
- (5) 事業場ごとに運動実施責任者を選任し、従業員の車両を含む事業場内の車両、整備の実施体制及び管理体制等について、自主点検表（「不正改造防止マニュアル」に添付）等により、定期的な自主点検の実施に努める。
- (5) 不正改造車に関する情報を入手した場合には、運輸支局等に情報を提供するよう努める。
- (6) 運動実施ポスター及び事例ポスターの掲示、自動車ユーザー等に対するチラシの配布などにより、不正改造防止についての周知を図る。

ディーゼルクリーン・キャンペーンの実施について

我が国の大気環境については、近年環境基準の達成状況に改善傾向がみられるものの、大都市地域では、二酸化窒素（NO₂）及び浮遊粒子状物質（SPM）の環境基準が達成させていない地域があるなど厳しい状況にあります。特に、ディーゼル車については、大気汚染への影響度が大きいことから、環境基準達成とその維持に向けて、ディーゼル車の排気ガス対策の一層の推進が求められています。

このような中にあって、重油を軽油に混和する等により製造されるいわゆる不正軽油を自動車用燃料として使用することによる、黒鉛をはじめとした排出ガス中に含まれる有害物質の増加が懸念されており、不正軽油の使用に係る対策を早急に講じることも求められています。

また、自動車の地球温暖化対策を推進するためには、自動車単体の燃費性能を向上させることに加えて、駐停車時のアイドリングストップ、急発進や急加速の防止、交通の状況に応じた安全な定速走行といった、いわゆるエコドライブを普及していくことが不可欠であります。

これら的情勢を鑑み、使用過程ディーゼル車が排出する大気汚染物質等の低減に取り組む

ため、国土交通省から通達がありましたので、本通達及び実施細目に基づき、本キャンペーンが積極的かつ効果的に実施できるようよろしくご協力をお願いします。

【ディーゼルクリーン・キャンペーン実施要領】

第1 目的

上記により使用過程ディーゼル車が排出する大気汚染物質等の低減に取り組むため、自動車関係諸団体等の協力のもと、「ディーゼルクリーン・キャンペーン」を全国的に展開します。

第2 重点実施期間

(1)「不正改造車の排除強化月間」

(平成18年6月1日(木)～6月30日(金)の1ヶ月間)

(2)「自動車点検整備推進強化月間」と同時期(秋期実施予定)

第3 実施機関

国土交通省が実施主体となり、自動車検査独立行政法人に本運動の支援を求め、次の関係団体の協力を得て本運動を推進します。

[協賛団体]

(社)日本自動車工業会 (社)全日本トラック協会

(社)日本バス協会 (社)日本県自動車整備振興会連合会

全国ディーゼルポンプ振興会連合会

第4 実施事項

同時期に実施される「不正改造車の排除強化月間(6月)」及び「自動車点検整備推進強化月間」の趣旨と整合性を取りながら連携して実施します。

1. 「不正改造車の排除強化月間」中は、不正改造車の排除の観点から、燃料噴射ポンプの封印の取り外し、不正軽油の使用等による黒煙の悪化車両を排除させることを重点とし、以下の実施事項とします。

(1) ポスター(パンフレット兼用)の掲出等

(2) 黒煙濃度チャートによる目視点検の実施

(3) 街頭検査の実施

(4) 通報制度を活用した自動車の使用者等の指導

(5) 整備事業者による入庫車の点検

入庫したディーゼル車の使用者に点検指導を行うとともに燃料噴射ポンプの封印チェック等を重点的に行う。

(6) 会報等による広報

放置違反金滞納車に対する車検拒否制度について

本年6月から「放置駐車違反金滞納車に対する車検拒否制度」が施行されました。

本制度の内容を適切に理解して頂くための標記説明会を7地区にて展開しました。

その中で、対応マニュアル掲載項目にない質疑について記載しますので、ご参考下さい。

Q 1. 放置違反金滞納車は、車検は受けられるのか。

A 1. 現車持込検査及び指定整備による支局等の窓口で有効期間更新の際、新しい車検証の返付が受けられません。

Q 2. 支局等の窓口で事前に滞納車かどうか教えてもらえないか。

A 2. 放置違反金未納者情報に関しては警察情報であり、申請書入力時に情報処理システム上でエラーとなり、車検証の発行ができないシステムのため、事前に支局等の窓口で

の照会はできません。

Q 3. 支局等の窓口で使用者本人以外の代理人に情報を伝え、車検拒否するのは、個人情報の漏洩ではないか。

A 3. 繼続検査等は自動車の使用者が申請するものであり、検査手続きを代行している場合の申請代理人は、使用者の委任を受けているものと解します。

Q 4. 山梨県の監視員は、何人位採用するのか、また、監視場所は。

A 4. 山梨県で採用する監視員は3名であり、甲府署管内です。

Q 5. 違反金額は。

A 5. 普通乗用車で15,000円、延滞金は7カ月を過ぎると1,000円位となる。

Q 6. 車検拒否に該当する車両数は、どの程度想定しているのか。

A 6. 6月から3月までの違反車両は3,500件を想定しており、そのうち車検拒否の対象となる督促状交付件数は200件以下と想定しています。

Q 7. 行政機関の保有する個人情報保護法8条とは。

A 7. (利用及び提供の制限)

「行政機関の長は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。」

ユーザーの個人情報を行政機関が第三者である整備事業者に提供する場合は、ユーザーから同意を得ることは必須となります。

Q 8. FAX照会は、どこに照会すればいいのか。

A 8. 県警本部に専用FAXを一台確保しました、また、各警察署でも受け付けることとしましたが交換を通すこととなります。FAX番号については、振興会を通じてお知らせします。

Q 9. 同意書の使用者及び印欄への記載方法について、

A 9. 使用者の署名があれば押印は省略してもよいこととなっています。

Q 10. インターネット照会システムの登録IDについて

A 10. システムに登録すると登録IDは自動的に発行されます。

Q 11. インターネット照会システムの手数料はかかるのか。

A 11. 照会手数料はかかりません。

Q 12. インターネット照会では、使用者の同意書をとっているのに、なぜ、下一桁を削除した回答なのか。

A 12. インターネット照会システムは、警察庁から日整連への情報移管であり、直接警察からの回答ではないため不完全番号の回答となります。

Q 13. 故障等で車を動かせない場合も違反車両となるのか。(整備、移動等依頼中)

A 13. その車の近くに使用者等があり、依頼中の状態であれば違反(放置車両)とはならない。

- Q 1 4. 故障車両を引取に行く間に違反車両となった車は、弁明の対象となるのか。
- A 1 4. 現在、考えられるのは、既に売買、譲渡等がされていた又は盜難被害に遭っていたこと等により運行管理責任がない場合が想定されており、質問の件については即答できません。
- Q 1 5. 代車の駐車違反に対して、警察に特例的な対応をしていただけないか。
- A 1 5. 法的に代車という定義がないため特例的な対応は警察としてできませんが、レンタカーについては、所属団体との取り決めにより、連絡先等を記載したシールが添付された車両については、放置車両確認標章を取り付けた時点で、警察から当該事業場に連絡する等の対応は可能であるため、その方法等について、現在交渉中です。
※前提として、整備工場で所有する代車をレンタカー申請することが必要となります。

「放置違反金滞納車情報照会システム」のご案内

- (1) 平成 18 年 6 月より改正道路交通法が施行され、車検拒否制度の運用が開始されました。振興会の会員整備事業者が点検・整備を行い、当該自動車の継続検査等の受検手続きを代行する場合、車検拒否の対象か否かは重要かつ不可欠な情報であり、ユーザーとのトラブルを回避するためにも事前に確認する仕組みが求められていました。
- (2) 今般、インターネットでの簡易照会の仕組み（放置違反金滞納車情報照会システム）が用意され、振興会が利用者（整備事業者）の窓口となることとなりました。
- (3) 本システムは、各整備事業者の方が手持ちのパソコンを利用して、インターネットにより照会しようとする自動車のナンバー情報により照合し、その結果を回答するものです。
- (4) 照会は、整備事業者の方の ID・パスワードと照会しようとする自動車のナンバー情報を入力・送信することにより簡単にできますが、本システムを利用するためには事前に利用申請を行う必要があります。
- (5) 利用申請時期等の主なスケジュール予定は以下のとおり一部変更となりました。

6/12（月） 10 時 ~	情報照会システム各種案内稼働予定 (滞納車情報照会システムの体験等)
6/12（月） 10 時 ~ 6/21（水） 12 時	運用開始前の利用申請開始（第一次集中受付）
6/27（火） 10 時 ~ 7/12（月） 12 時	運用開始前の利用申請開始（第二次集中受付）
7/7（水） 予定	第一次受付者承認予定日です。照会システムの「利用申請承認状況」にて各自でご確認下さい。
7/31（月） 予定	第二次受付者承認予定日です。照会システムの「利用申請承認状況」にて各自でご確認下さい。
8/1（火）	システム稼動開始

システムの利用申請は

日整連ホームページ<http://www.jaspa.or.jp/>から



をクリックし、**放置違反金滞納車情報
照会システム** をクリックして利用申請して下さい。

インターネットで利用申請後、早急に振興会へ認証書をFAXして下さい。

街頭検査結果について

定期点検整備の促進と不正改造車排除を図るため、街頭検査が実施されました。なお、検査結果は次のとおりです。

当日ご協力頂いた南アルプス北支部の皆様、ありがとうございました。

	日 時	実施場所	参加者	概 要
長 坂 警 察 署	5月22日(月) 13:30 ～16:00	北杜市 白州町 地方整備局 敷地内	運輸支局 6名 振興会 2名 峡北支部 5名	総点検台数 111台 不良車両数 15台 内整備命令 7台 口頭警告 8台

道路運送車両法関係の改正法令の公布・施行について

道路運送車両法の一部改正及び道路運送車両法施行規則の一部改正が公布されましたのでお知らせ致します。

1. 道路運送車両法関係

1) 二輪の小型自動車に係る自動車検査証の有効期間の延長

二輪の小型自動車について、初めて交付を受ける自動車検査証の有効期間が2年から3年に延長となりました。

(平成18年5月19日に公布され、1年内に施行)

2) 整備命令のための報告徴収及び立入検査

不正な二次架装等に対応するため、自動車又はその部分の改造、装置の取付け又は取り外し等を行った者に対し、その業務に関し報告をさせ、又は、当該事務所等に立入検査を行うことができることとなりました。(平成18年5月19日から施行)

3) 整備に伴う再封印業務等

自動車登録番号の通知を受け、自動車登録番号標が交付された場合の封印の取付けについて、離島の市町村の長も行えることとなるとともに、自動車登録番号標又は封印が滅失、き損した場合等の封印の取付けについて、封印取付受託者も行えることになりました。

なお、封印取付受託者については、今後の関係省令等の改正により明確にされます。

(平成18年5月19日に公布され、1年内に施行)

2. 道路運送車両法施行規則関係

1) 自動車検査証の記載事項

燃料タンクに係る不正な二次架装等を防止するため、自動車検査証の記載事項に「燃料タンクの個数及びそれぞれの容量」を追加しました。（平成18年8月1日施行）

2) 自動車分解整備事業者の遵守事項の追加

自動車分解整備事業者の遵守事項に次が追加されました。

- ・他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、又は他人が違反行為をすることを助けないこと。（平成18年5月19日から施行）

3) 自動車分解整備事業場に備えるべき作業機械の見直し

ドエル・テスタの設置を不要としました。

また、大型特殊自動車及び二輪自動車の整備を行う事業場においても、排出ガス測定器を設置すべきこととしました。

（平成18年5月19日から施行。但し既存事業者には2年間の猶予期間）

4) 作業用機械（認証工具）等の取扱いについて

認証基準に定める作業機器の見直しに併せて、次の作業機械等の取扱いとなりました。

作業機械等	取り扱い
チェーン・ブロック	エンジンハンガー、ベビークレーンも可とする。
ジャッキ	リフトも可とする。
トーイン・ゲージ	トーイン・ゲージ、キャンバ・キャスター・ゲージ、ターニング・ラジアス・ゲージのそれぞれが測定するものについて測定する事が可能なホイールアライメントテスタも可とする。
キャンバ・キャスター・ゲージ	
ターニング・ラジアス・ゲージ	

オフィシャルページに参加しませんか

本会のホームページの会員名簿紹介ページは直接検索できるものとなっており、「名称」・「住所」・「電話番号」等を紹介しています。

しかし、自らホームページを立ち上げている事業者が少ないとから、会員事業所が容易に参加できる「オフィシャル・ページ」を新たに企画し、アクセスされるユーザーに会員事業場の手頃な情報提供しています。

については、会員皆様の積極的なご参加をよろしくお願いします。

1) 掲載形態

本文、写真及び付近図で構成します。

2) 作成料金

基本作成料 本文 ￥5,250 (消費税含む)

写真（1枚） ￥3,150 (消費税含む)

地図 ￥5,250 (消費税含む)

個人情報保護に関する基本方針ページ ￥1,000 (消費税含む)

次の6パターンの組み合わせが可能です。

A 基本のみ

￥ 5,250

B 基本+写真 (1)	¥ 8,400
C 基本+地図	¥ 10,500
D 基本+写真 (2)	¥ 11,550
E 基本+写真 (1) +地図	¥ 13,650
F 基本+写真 (2) +地図	¥ 16,800
G 個人情報保護に関する基本方針ページ (各タイプに対応できるオプションです)	¥ 1,000

3) 申込方法及び期限

巻末の作成専門用紙に記入し、作成料を添えて下記に提出下さい。

提出先：振興会指導課まで

4) 注意事項

◇整備料金及び比較表示に関する事項、他社と競合する内容は掲載できません。

◇関係法令や景品表示などに抵触する表現・表示はできません。

◇掲載内容によっては訂正またはご辞退をお願いすることがあります。

◇自社のホームページがある場合は、自社PRページよりリンクします。

◇変更の場合は、別途作成料金が必要となります。

* オフィシャルページはタウンページに掲載するような感覚で気軽に低予算でユーザーにPRすることが出来ます。

AMS のホームページで実際にオフィシャルページを見てみよう！

まずインターネットで <http://www.ams.or.jp> のアドレスを入力してホームページ内の「工場検索」からオフィシャルページをご覧下さい。

～ホームページ・リンクのお願い～

現在、振興会のホームページへは 22,000 件以上のアクセス件数があります。AMS青年部の協力を得て、定期的に内容を更新することにより、大変多くのユーザーさんにご覧頂いております。

各事業場におきまして現在ホームページをお持ちの方は、ご一報頂ければ振興会のホームページとリンクさせることができます。ホームページをリンクさせることで、お客様との接触のチャンスが増えるものと思われます。

ご希望の事業場につきましては、指導課、山下・輿石（TEL055-262-4422）へお問い合わせ下さいますようお願い致します。

AMS山梨青年部 臨時総会を開催しました

AMS山梨青年部では、標記総会を次により開催しました。
その概要は次のとおりです。

- ◇ とき 平成18年5月13日（土） 18:00～
- ◇ ところ アピオ甲府
- ◇ 議案
 - ・AMS山梨青年部解散の件
 - ・その他

自動車検査員教習・自動車検査員特別講習会を実施します

1. 教習日程 平成18年6月30日（金）9：00～

7月 3日（月）9：00～

7月 4日（火）9：00～

7月 6日（木）9：00～

2. 特別講習会日程 7月 5日（水）9：00～

7月 7日（金）9：00～

7月 8日（土）9：00～

3. 会 場 (社) 山梨県自動車整備振興会 大講堂

※申し込みされた方は、時間厳守でお越し下さい。